

TOYOTA TS CUBIC VIEW CARDの特約改定について

2021年3月1日

平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

TS CUBIC VIEW CARD会員特約の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、特約等に定められた特約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

1. 対象カード

TOYOTA TS CUBIC VIEW CARD

2. 効力発生日

2021年3月1日（月）

3. 改定内容

主な改定内容は以下のとおりです。

改定後の特約（全文）につきましては、<https://www8.ts3card.com/agree/index.html> でご確認くださいませ。

（1）東日本旅客鉄道株式会社におけるサービス変更

- ①「地域連携ICカード」はSuicaを搭載しており、TS CUBIC VIEW CARDのクレジット決済による入金（チャージ）や、リンク設定を行うことによるオートチャージやポイントの移行等ができるようになりました。
- ②TS CUBIC VIEW CARDとリンク設定したSuicaにおいても、「地域連携ICカード」導入エリアのバスIC車載機などの一部端末においてオートチャージができるようになりました。

（2）不正現金化対策としての条文を追加

トヨタエスキュービックビューカード特約

改定前	改定後（2021年3月1日から）
<p>第1条（本特約の目的）</p> <p>本特約は、トヨタファイナンス株式会社（以下、「当社」といいます。）および東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR東日本」といいます。）の発行する「トヨタエスキュービックビューカード」（以下、「本件カード」といいます。）の発行条件、機能および使用方法等について定めるものです。</p>	<p>第1条（本特約の目的）</p> <p>本特約は、トヨタファイナンス株式会社（以下、「当社」といいます。）および東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR東日本」といいます。）の発行する「トヨタエスキュービックビューカード」（以下、「本件カード」といいます。）の発行条件、機能および使用方法等について定めるものです。</p>
<p>第2条（本件カードの発行）</p> <p>1.本件カードとは、トヨタエスキュービックカード会員規約およびその他諸規定（以下、総称して「会員規約等」といいます。）と本特約および「ビューType II 提携カードに関する特約」に定めるクレジットカードとしての機能（以下、「クレジットカード機能」といいます。）の全てを1枚のカードでご利用できるものをいいます。</p> <p>2.本件カードは、会員規約等、「ビューType II 提携カードに関する特約」および本特約を承認のうえ、当社およびJR東日本（以下、総称して「両社」といいます。）に発行を申し込み、両社が利用を認められた者（以下、「会員」といいます。）に対し、発行されるものとします。なお、会員には家族会員が含まれるものとします。</p>	<p>第2条（本件カードの発行）</p> <p>1.本件カードとは、「トヨタエスキュービックカード会員規約」およびその他諸規定（以下、総称して「会員規約等」といいます。）と本特約および「ビューType II 提携カードに関する特約」に定めるクレジットカードとしての機能（以下、「クレジットカード機能」といいます。）の全てを1枚のカードでご利用できるものをいいます。</p> <p>2.本件カードは、会員規約等、「オートチャージに関する特約」、「リンクに関する特約」、「ビューType II 提携カードに関する特約」および本特約を承認のうえ、当社およびJR東日本（以下、総称して「両社」といいます。）に発行を申し込み、両社が利用を認められた者（以下、「会員」といいます。）に対し、発行されるものとします。なお、会員には家族会員が含まれるものとします。</p>
<p>第5条（クレジットカード機能）</p> <p>会員は、会員規約等に定める加盟店に加え、JR東日本の指定する窓口、乗車券類発売機等に本件カードを提示する等、JR東日本所定の手続きを経ることによって、ショッピングが利用できます。</p>	<p>第5条（クレジットカード機能）</p> <p>会員は、会員規約等に定める加盟店に加え、JR東日本の指定する窓口、乗車券類発売機、指定席券売機等に本件カードを提示する等、JR東日本所定の手続きを経ることによって、ショッピングが利用できます。</p>
<p>第10条（本件カードの利用停止等）</p> <p>1.両社は、会員が本特約、会員規約等に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときは、両社はクレジットカード機能の一部もしくは全部の利用を停止または利用資格を取り消す（以下、「利用停止等」といいます。）ことができます。</p>	<p>第10条（本件カードの利用停止等）</p> <p>1.両社は、会員が本特約、会員規約等、オートチャージに関する特約、リンクに関する特約もしくはビューType II 提携カードに関する特約に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときは、会員に事前に通知、催告等をすることなく、両社はクレジットカード機能の一部もしくは全部の利用を停止または利用資格を取り消す（以下、「利用停止等」といいます。）ことができます。</p>
<p>第11条（個人情報の交換利用・提供）</p> <p>1.会員は、両社が会員の下記個人情報を、保護措置を講じたうえで相互に提供し、下記の目的で利用することに同意するものとします。</p> <p>【利用目的】</p> <p>①本件カードの発行または会員の管理のため</p> <p>②本件カードに関するサービスの提供のため</p> <p>③法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のため</p> <p>④両社の商品、サービスの案内のため</p> <p>⑤両社の商品開発のため</p> <p>⑥会員への取引上必要な連絡および取引内容の確認、その他取引を適切かつ円滑に履行するため</p> <p>【相互に提供・利用する個人情報】</p> <p>上記を利用目的とする場合氏名・住所・電話番号・家族に関する情報等入会申込書や入会後の届出書等に記載の事項（変更があった場合は変更後の情報も含む。）、本件カードの事故・再発行・解約等の事実、支払預金口座番号、クレジットカード番号、クレジットカード機能のご利用状況および会員資格の取消等の事実</p>	<p>第11条（個人情報の交換利用・提供）</p> <p>1.会員は、両社が会員の下記個人情報を、保護措置を講じたうえで相互に提供し、下記の目的で利用することに同意するものとします。</p> <p>【利用目的】</p> <p>①本件カードの発行または会員の管理のため</p> <p>②本件カードに関するサービスの提供のため</p> <p>③法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のため</p> <p>④両社の商品、サービスの案内のため</p> <p>⑤両社の商品開発のため</p> <p>⑥会員への取引上必要な連絡および取引内容の確認、その他取引を適切かつ円滑に履行するため</p> <p>【相互に提供・利用する個人情報】</p> <p>上記を利用目的とする場合氏名・住所・電話番号・家族に関する情報等入会申込書や入会後の届出書等に記載の事項（変更があった場合は変更後の情報も含まれます。）、本件カードの事故・再発行・解約等の事実、支払預金口座番号、クレジットカード番号、クレジットカード機能のご利用状況および会員資格の取消等の事実</p>
<p>第12条（特約の適用）</p> <p>本特約において特に定めがない場合は、会員規約等、およびビューType II 提携カードに関する特約、その他当社またはJR東日本の定める規定を適用するものとします。</p>	<p>第12条（特約の適用）</p> <p>本特約において特に定めがない場合は、会員規約等、オートチャージに関する特約、リンクに関する特約およびビューType II 提携カードに関する特約、その他当社またはJR東日本の定める規定を適用するものとします。</p>

オートチャージに関する特約

改定前	改定後 (2021年3月1日から)
<p>第1条 (適用範囲)</p> <p>本特約は、「トヨタティースキュービックカード会員規約」およびその他諸規定、「トヨタティースキュービックカード特約」(以下総称して「ビューカード会員規約等」といいます。)</p> <p>に対する特約であり、ビューカード会員規約等と異なる事項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、ビューカード会員規約等によるものとします。なお、「ICカード取扱規則」による場合、「利用者」を「会員」、「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。</p>	<p>第1条 (適用範囲)</p> <p>本特約は、「トヨタティースキュービックカード会員規約」およびその他諸規定、「トヨタティースキュービックカード特約」、「東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」(平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下、「ICカード取扱規則」といいます。))、「東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則」(平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下、「電子マネー取扱規則」といいます。))および「東日本旅客鉄道株式会社地域連携ICカード乗車券取扱規則」(2020年12月東日本旅客鉄道株式会社公告第9号。以下、「地域連携ICカード取扱規則」といいます。))に対する特約であり、会員規約等と異なる事項については本特約を優先することとします。また、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、ICカード取扱規則および地域連携ICカード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」、「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。</p>
<p>第2条 (オートチャージサービス)</p> <p>「オートチャージ」は、本件カードとリンク特約第2条のリンク(以下、本特約において「リンク」といいます。)をした「記名Suica(「電子マネー取扱規則」に規定する、「ICカード等」のうち記名されたものも含む。)又は本件カードにより会員登録されたモバイルSuica電話機等(以下「モバイルSuica電話機等」といいます。)におけるSF残額があらかじめ設定した金額(以下「実行判定金額」といいます。)以下の場合、JR東日本が別に定めるオートチャージ機能を有する自動改札機等を利用して入出場する際に、本件カードのクレジット機能により、あらかじめ設定した金額(以下、「入金実行金額」といいます。)が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを本特約において「本サービス」といいます。</p>	<p>第2条 (オートチャージサービス)</p> <p>「オートチャージ」とは、本件カードとリンクに関する特約」に定めるリンク(以下、「リンク」といいます。)をした「記名Suica(「電子マネー取扱規則」に定める「ICカード等」のうち記名されたものも含みます。)もしくは地域連携ICカード取扱規則に定める「記名地域連携ICカード」(以下、総称して「記名Suica等」といいます。)または本件カードにより会員登録されたモバイルデバイス(以下、「モバイルデバイス」といいます。)におけるSF残額があらかじめ設定した金額(以下、「実行判定金額」といいます。)以下の場合に、JR東日本が定めるオートチャージ機能を有する機器を利用する際に、本件カードのクレジットカード機能により、あらかじめ設定した金額(以下、「入金実行金額」といいます。)が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを「本サービス」といいます。</p>
<p>第3条 (利用方法等)</p> <p>1.会員は、リンクした記名Suicaへのオートチャージ設定に関して、実行判定金額及び入金実行金額の新規設定、変更及び利用停止については、JR東日本又はJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営するSuicaATM(以下「ATM」といいます。)により行うこととします。</p> <p>2.会員は、モバイルSuica電話機等へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額及び入金実行金額の新規設定、変更及び利用停止については、当該モバイルSuica電話機等により行うこととします。</p> <p>3.実行判定金額及び入金実行金額は、1万円を限度として1千円単位で設定することとします。</p>	<p>第3条 (利用方法等)</p> <p>1.会員は、リンクした記名Suica等へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、Suicaの処理可能なJR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営する現金自動預払機等(以下、「Suica対応ATM」といいます。)により行うこととします。</p> <p>2.会員は、モバイルデバイスへのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、当該モバイルデバイスにより行うこととします。</p> <p>3.実行判定金額および入金実行金額は、1万円を限度として1千円単位で設定することとします。</p>
<p>第4条 (制限事項等)</p> <p>3.本サービスのお支払いは、本件カードのクレジット機能によるショッピングの1回払いとします。ただし、当社が認めた場合にはこの限りではありません。</p>	<p>第4条 (制限事項等)</p> <p>3.本サービスのお支払いは、本件カードのクレジットカード機能によるショッピングの1回払いとします。ただし、当社が認めた場合にはこの限りではありません。</p>
<p>第5条 (有効期限)</p> <p>本サービスの有効期限は、本件カードの有効期限までとし、以下の各号の通りとします。</p> <p>(1) リンクによる本サービスの有効期限の経過後に、両社が引き続き本件カードの会員と認める場合には、ATMにおいてJR東日本が定める方法によりオートチャージ設定を再度会員自らが行うこととします。</p>	<p>第5条 (有効期限)</p> <p>本サービスの有効期限は、本件カードの有効期限までとし、以下の各号の通りとします。</p> <p>(1) リンクによる本サービスの有効期限の経過後に、両社が引き続き本件カードの会員と認める場合には、Suica対応ATMにおいてJR東日本が定める方法によりオートチャージ設定を再度会員自らが行うこととします。</p>
<p>第6条 (紛失・盗難等)</p> <p>1.会員は、万一リンクした記名Suicaを紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかにSuicaを取り扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。</p> <p>2.会員は、オートチャージ設定したモバイルSuica電話機等を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかにモバイルSuicaコールセンターまたはパソコン向けモバイルSuicaサイトを通じて再発行に必要な登録処理を行うこととします。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第6条 (紛失・盗難等)</p> <p>1.会員は、万一リンクした記名Suica等を紛失し、または盗難にあった場合は、速やかにSuicaを取り扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。</p> <p>2.会員は、オートチャージ設定したモバイルデバイスを紛失し、または盗難にあった場合は、速やかにモバイルSuicaウェブサイトまたはモバイルSuicaサポートセンターを通じて再発行に必要な登録処理を行うこととします。</p> <p>4.会員は、万一リンクした記名地域連携ICカードを紛失し、または盗難にあった場合は、第1項によるほか、地域連携ICカード取扱規則に定める方法により再発行の手続きを行うこととします。</p>
<p>第7条 (免責事項)</p> <p>2.リンクした記名Suica又はオートチャージ設定したモバイルSuica電話機等を紛失し、又は盗難にあった会員が第6条の手続きを行わなかった場合、及び第6条第3項に規定するリンクした記名Suica又はオートチャージ設定されたモバイルSuica電話機等の使用停止措置が完了するまでの間に、他人による本サービスの利用、リンクした記名Suica又はオートチャージ設定されたモバイルSuica電話機等の使用等(払い戻しを含みます。))により生じた会員の損害については、両社はそれらを補償する責めを負いません。</p>	<p>第7条 (免責事項)</p> <p>2.リンクした記名Suica等またはオートチャージ設定したモバイルデバイスを紛失し、または盗難にあった会員が第6条の手続きを行わなかった場合、および第6条第3項に規定するリンクした記名Suica等またはオートチャージ設定したモバイルデバイスの使用停止措置が完了するまでの間に、他人による本サービスの利用、リンクした記名Suica等もしくはオートチャージ設定したモバイルデバイスの使用等(払い戻しを含みます。))により生じた会員の損害については、両社はそれらを補償する責めを負いません。</p>

リンクに関する特約

改定前	改定後 (2021年3月1日から)
<p>第1条 (適用範囲)</p> <p>本特約は、「トヨタティースキュービックカード会員規約」およびその他諸規定、「トヨタティースキュービックカード特約」、東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則(平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下「ICカード取扱規則」といいます。))および東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則(平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。)) (以下総称して「リンク特約関連会員規約等」)といいます。に対する特約であり、リンク特約関連会員規約等と異なる事項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、リンク特約関連会員規約等によるものとします。なお、ICカード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」と読み替えることとします。なお、電子マネー取扱規則による場合、「Suica電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。</p>	<p>第1条 (適用範囲)</p> <p>本特約は、「トヨタティースキュービックカード会員規約」およびその他諸規定、「トヨタティースキュービックカード特約」、「東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」(平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下、「ICカード取扱規則」といいます。))、「東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則」(平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下、「電子マネー取扱規則」といいます。))および「東日本旅客鉄道株式会社地域連携ICカード乗車券取扱規則」(2020年12月東日本旅客鉄道株式会社公告第9号。以下、「地域連携ICカード取扱規則」)といいます。))に対する特約であり、会員規約等と異なる事項については本特約を優先することとします。また、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、ICカード取扱規則および地域連携ICカード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」、「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。</p>
<p>第2条 (リンクサービス)</p> <p>「リンク」とは「トヨタティースキュービックカード特約」第1条に規定するトヨタファイナンス株式会社および東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」といいます。併せて「両社」といいます。))が発行する「トヨタティースキュービックカード」(以下本特約においては「本件カード」)といふこと、とICカード取扱規則第3条第1項第1号に規定する「記名Suica(電子マネー取扱規則に規定する、「ICカード等」のうち記名されたものも含む)」の情報を関連付ける第3条に定める手続き(以下「リンク設定」といいます。))を会員が完了することにより、次の各号に定めるサービス(以下「本サービス」といいます。))を可能にすることとします。</p> <p>(1) 本件カードを決済カードとした記名Suicaによる「オートチャージサービス」</p> <p>(2) その他株式会社ビューカード(以下「ビューカード」といいます。))又はJR東日本が別に定めるサービス</p>	<p>第2条 (リンクサービス)</p> <p>「リンク」とは本件カードと、ICカード取扱規則に定める「記名Suica(「電子マネー取扱規則」に定める「ICカード等」のうち記名されたものも含みます。))」または地域連携ICカード取扱規則に定める「記名地域連携ICカード」(以下、総称して「記名Suica等」)といふこと。))の情報を関連付ける第3条に定める手続き(以下、「リンク設定」といいます。))を会員が完了することにより、次の各号に定めるサービス(以下、「本サービス」といいます。))を可能にすることとします。</p> <p>(1) 本件カードを決済カードとした記名Suica等による「オートチャージに関する特約」に定める「オートチャージサービス」</p> <p>(2) その他両社が別に定めるサービス</p>

リンクに関する特約

改定前	改定後（2021年3月1日から）
<p>第3条（設定方法）</p> <p>1.リンク設定及び解除については、会員が本特約を承認かつ同意し、JR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営するSuica対応ATMにより行うこととします。また、リンク設定の変更は、会員自らが設定解除後に再設定することにより行うこととします。</p> <p>2.リンク設定を行う場合は、次の各号の条件に合致し、かつ両社の承認を得る必要があります。</p> <p>(1) リンク設定を行う本件カードと記名Suicaに登録された情報のうち、氏名・生年月日・性別のすべてが一致すること</p> <p>(2) リンク設定を行う記名Suicaが電子マネー対応であること</p> <p>(3) リンク設定を行う記名SuicaがJR東日本が別に定める記名Suicaではないこと</p> <p>(4) リンク設定を行う本件カードが他の記名Suicaと既にリンクしていないこと</p> <p>(5) リンク設定を行う記名Suicaが既に他のビューカード又はJR東日本が提携した各会社と発行するビューType II提携カードとリンクしていないこと</p> <p>(6) リンク設定を行う本件カードおよび記名Suicaのいずれも無効なカードでないこと</p> <p>3.リンクした本件カードおよび記名Suicaのいずれかが無効なカードとなった場合、本サービスの利用を停止することとします。</p>	<p>第3条（設定方法）</p> <p>1.リンク設定および解除については、会員が本特約を承認かつ同意し、Suicaの処理が可能なJR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営する現金自動預払機等により行うこととします。また、リンク設定の変更は、会員自らが設定解除後に再設定することにより行うこととします。</p> <p>2.リンク設定を行う場合は、次の各号の条件に合致し、かつ両社の承認を得る必要があります。</p> <p>(1) リンク設定を行う本件カードと記名Suica等に登録された情報のうち、氏名・生年月日・性別のすべてが一致すること</p> <p>(2) リンク設定を行う記名Suica等がSF対応であること</p> <p>(3) リンク設定を行う記名Suica等が、JR東日本が別に定める記名Suica等ではないこと</p> <p>(4) リンク設定を行う本件カードが他の記名Suica等と既にリンクしていないこと</p> <p>(5) リンク設定を行う記名Suica等が、株式会社ビューカードが発行するクレジットカード（家族カードを含みます。）または「ビューType II提携カードに関する特約」に定める「ビューType II提携カード」と既にリンクしていないこと</p> <p>(6) リンク設定を行う本件カードおよび記名Suica等のいずれも無効なカードでないこと</p> <p>3.リンクした本件カードおよび記名Suica等のいずれかが無効なカードとなった場合、本サービスの利用を停止することとします。</p>
<p>第4条（紛失・盗難等）</p> <p>1.会員は、万一リンクした記名Suicaを紛失し、または盗難にあった場合は、速やかにSuicaを取扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。</p> <p>2.JR東日本は前項の再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第5条（免責事項）</p> <p>不可抗力、システム上のトラブル、第3条第2項各号に合致しない場合等の理由を問わず、本サービスが実施できないことにより会員に生じる不利益、損害については、両社はその責任を負わないこととします。</p>	<p>第4条（免責事項）</p> <p>不可抗力、システム上のトラブル、第3条第2項各号に合致しない場合等の理由を問わず、本サービスが実施できないことにより会員に生じる不利益、損害については、両社はその責任を負わないこととします。</p>

ビューType II提携カードに関する特約

改定前	改定後（2021年3月1日から）
<p>第1条（目的・定義）</p> <p>1.本特約は、会員が、本件カードのクレジット機能をビューType II提携カードとして利用するための条件を定めることを目的とします。</p> <p>2.ビューType II提携カードとは、東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR東日本」といいます。）およびJR東日本と提携した会社または組織が発行するカードのうち、JR東日本が特に定めるものをいいます。</p> <p>3.本特約における「Suica」および「チャージ」の定義については、東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号）および東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号）の定めるところによります。</p>	<p>第1条（目的・定義）</p> <p>1.本特約は、会員が、本件カードのクレジット機能を「ビューType II提携カード」として利用するための条件を定めることを目的とします。</p> <p>2.ビューType II提携カードとは、JR東日本およびJR東日本と提携した会社または組織が発行するカードのうち、JR東日本が特に定めるものをいいます。</p>
<p>第2条（本特約の効力）</p> <p>本特約は、トヨタエクスプレスビューカード会員規約およびその他諸規定（以下、「会員規約等」といいます。）、「トヨタエクスプレスビューカード特約」（以下、総称して「ビューカード会員規約等」といいます。）に対する特約であり、ビューカード会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、ビューカード会員規約等によるものとします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第2条（本特約の効力）</p> <p>本特約は、トヨタエクスプレスビューカード会員規約およびその他諸規定、「トヨタエクスプレスビューカード特約」、「東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」（平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下、「ICカード取扱規則」といいます。）および「東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則」（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下、「電子マネー取扱規則」といいます。以下、総称して「会員規約等」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。また、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、ICカード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」、電子マネー取扱規則による場合、「Suica電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。</p>	<p>第2条（本特約の効力）</p> <p>本特約は、「トヨタエクスプレスビューカード会員規約」およびその他諸規定、「トヨタエクスプレスビューカード特約」、「東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」（平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下、「ICカード取扱規則」といいます。）および「東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則」（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下、「電子マネー取扱規則」といいます。以下、総称して「会員規約等」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。また、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、ICカード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」、電子マネー取扱規則による場合、「Suica電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。</p>
<p>第3条（利用）</p> <p>1.会員は、ビューカード会員規約等によるもののほか、JR東日本の指定するJR東日本の窓口、乗車券類発売機、JR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営するSuica対応現金自動貸付機等（以下、「当社窓口等」といいます。）で、本件カードを利用することができます。</p> <p>2.会員は本件カードのクレジット機能によりチャージを行う場合、チャージはショッピングとして行われるものとし、その場合のショッピング代金の支払区分は、一回払いとします。</p> <p>3.前項の当社窓口等での利用時に会員は、売上票への署名に代えて、JR東日本窓口等に設置されている端末機で、所定の手続きにより本件カードの利用ができる場合があります。なお、JR東日本およびトヨタファイナンス株式会社（以下、「両社」といいます。）が特に認めた場合には、会員は、両社が指定する方法に従い、本件カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p>	<p>第3条（利用）</p> <p>1.会員は、会員規約等によるもののほか、JR東日本の指定するJR東日本の窓口、乗車券類発売機、指定席券売機、Suicaの処理が可能なJR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営する現金自動預払機等（以下、「JR東日本窓口等」といいます。）で、本件カードを利用することができます。</p> <p>2.会員は本件カードのクレジット機能によりチャージを行う場合、チャージはショッピングとして行われるものとし、その場合のショッピング代金の支払区分は、一回払いとします。</p> <p>3.JR東日本 窓口等での利用時に会員は、売上票への署名に代えて、JR東日本窓口等に設置されている端末機で、所定の手続きにより本件カードの利用ができる場合があります。なお、両社が特に認めた場合には、会員は、両社が指定する方法に従い、本件カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第4条（会員資格の喪失）</p> <p>JR東日本は、第3条に定める本件カードの利用または「オートチャージに関する特約」に定めるオートチャージサービスの利用（以下、「JR東日本でのカード利用」といいます。）において、次の各号の行為を禁止します。いずれかに該当した場合、またはその疑いがある場合JR東日本が判断した場合、両社は利用停止等の処置をとることがあります。</p> <p>(1) 換金を目的とした商品購入</p> <p>(2) JR東日本でのカード利用によってチャージしたSFを、繰り返し換金する行為</p>